

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北足立郡伊奈町大字小室字別所三二四 八番一地先から同郡同町大字小室字別 所三二五二番一地先まで		区 間
一一・〇〇〇〇～一一・二二五	七・〇〇〇〇～七・二二〇	敷地の幅員 (メートル)
五八・六〇		延長 (メートル)
		備 考